

農政をめぐる情勢

目次

I	政府が活力創造プランを改訂	1
II	通商交渉をめぐる情勢	14
III	予算をめぐる情勢	19
IV	与党が平成30年度税制改正大綱を決定	30

今月号のあらまし

I 政府が活力創造プランを改訂

12月8日、政府は首相官邸で、農林水産業・地域の活力創造本部を開催し、農林水産業改革の基本方針となる「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂を決定した。

同プランにおいて、卸売市場を含めた食品流通構造の改革として、卸売市場の開設や取引について、規制を緩め、自由度を高める一方で、公正な取引を守るため、国が基本方針を示し、指導監督も行うことが示された。また、農業用ハウスなどの内部の土地を全面コンクリート張りにした場合、農地扱いにして税負担を軽減すること等が示された。

II 通商交渉をめぐる情勢

12月11日、東京都内で「TPP11協定及び総合的なTPP等関連政策大綱に関する説明会」が開催され、批准方法等について質疑され、TPP11として再度国会に諮る等の応答が行われた。

12月8日、安倍首相とユンケル欧州委員長が電話協議で、日EU・EPA交渉について投資紛争の解決制度を除いた関税・ルール各分野で合意を確認し、当交渉が妥結に達した。

III 予算をめぐる情勢

12月15日、農水省は、自民党農林合同会議に平成29年度農林水産関係補正予算案および平成30年度農林水産関係予算の概要を示した。いずれも22日に閣議決定が行われる。

29年度補正予算では、TPP・EPA対策に3,170億円を計上し、「畜産クラスター事業」に575億円、「産地パワーアップ事業」に447億円それぞれ充てるとされている。

30年度当初予算では、生産調整の見直しに伴い、平成29年度には714億円措置されていた10アール7,500円の「米の直接支払交付金」の廃止分が、「収入保険制度」への新規計上260億円と、これに、水田活用の直接支払い交付金と農業農村整備事業費の前年からの増額分を合計した742億円に充てるとされている。

IV 与党が平成30年度税制改正大綱を決定

与党は12月14日、平成30年度税制改正大綱を決定した。都市農業振興等に関して一定の措置が行われた。

I 政府が活力創造プランを改訂

— 卸売市場を含めた食品流通構造の改革等を追加 —

1. 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂

- 12月8日、政府は首相官邸で、農林水産業・地域の活力創造本部を開催し、農林水産業改革の基本方針となる「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂を決定した。(改訂内容のポイントは別紙1の通り)

- 決定を受けて、安倍首相より以下の挨拶がされた。

本日、農林水産業・地域の活力創造プランを改訂しました。農業に続き、今般、抜本的な林業改革案を固めるとともに、水産業改革の方向性を明確にしました。森林資源を適切に管理しながら、林業を成長産業にしていく。そのため、意欲ある林業経営者に森林経営を集積・集約化させる森林バンクを創設する。水産業も適切な資源管理と成長産業化の両立が必要であります。本日決定した水産政策の改革の方向性に即し、来年夏を目途に、ゼロベースで抜本的な改革案を取りまとめてもらいたいと思います。

さらに、卸売市場を含めた食品流通構造の改革など、農政改革についても引き続き手を緩めずに進めてまいります。

本日改訂された活力創造プランに沿って、次期通常国会に関連法案を提出します。そして政策改革を確実に具体化していきます。

安倍内閣は、農林水産業全体にわたって改革を展開し、若者が将来に夢や希望を持てる農林水産新時代を切り拓いていく。関係各位の一層の御努力をお願いしたいと思います。

- 農業に関連するものでは、卸売市場を含めた食品流通構造の改革、農地制度の見直しが追加されており、来年の通常国会に関連法案が提出される。

【追加された主な項目（農業関係抜粋）】

<卸売市場を含めた食品流通構造の改革>

- ・卸売市場の開設や取引について、規制を緩め、自由度を高める。一方で、公正な取引を守るため、国が基本方針を示し、指導監督も行う。

<新たなニーズに対応した農地制度の見直し>

- ・相続未登記農地を担い手に集積するため、実質的な管理者（相続人のうち固定資産税などを支払っている者など）の判断で貸出しができる制度を創設する。
- ・農業用ハウスなどの内部の土地を全面コンクリート張りにした場合、農地扱いにして税負担を軽減する。

2. 卸売市場を含めた食品流通構造の改革

- 政府・与党は、卸売市場法見直しに関して自民党の論点整理、規制改革推進会議の提言を踏まえ、11月末までにとりまとめを行い、その内容を「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に盛り込む予定としていた。
(経緯等は「農政をめぐる情勢」平成29年11月号を参照)
- 11月24日午後、規制改革推進会議・農林WG、未来投資会議構造改革徹底推進会合、「地域経済・インフラ」会合の合同会合が開催され、「卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言」を公表した。
(ポイント・経緯等は「農政をめぐる情勢」平成29年11月・追補を参照)
- 29日、規制改革推進会議の提言に対し、自民党卸売市場議員連盟(会長：森山裕自民党国会対策委員長)は緊急集会を開き、卸売市場法の堅持や、中央卸売市場の「認可制」維持を柱とする決議を採択した。そのため、11月末までの自民党の了承は得られず、改革案の決定は12月初旬に見送られた。
- 8日に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中で、「生産者・消費者双方のメリット向上のための卸売市場を含めた食品流通構造の改革について」が示された。(別紙2の通り)
- 中央卸売市場の開設者の自由化や取引規制の緩和を進める一方、自民党決議を一定程度反映し、公正で安定した市場運営となるよう国・都道府県による指導・監督など公的な関与も維持する内容となっている。

【農林WG等の提言のポイントと活力創造プラン内容の比較】

農林WG等の提言 (11/24)	活力創造プラン (12/8)
・流通全体を視野に入れた統一的な制度構築	一体性のある制度を構築
・取引規制は「受託拒否の禁止」も含め原則廃止	国が方針を示す共通ルールに「受託拒否の禁止」を含む
・卸売市場の開設を「認可制」から「認定制」へ ・中央卸売市場の開設者を行政に限る	(「認定制」とした上で、)公正で安定した市場運営となるよう国・都道府県による指導・監督

規制を撤廃	
・新制度施行後5年をめどに見直し	(同様の内容を記載)

- 政府は、来年の通常国会に、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法について、それぞれ改正する法案を提出する。

3. 新たなニーズに対応した農地制度の見直し

- 11月24日、規制改革推進会議・農林WGは「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見」も決定した。なお、29日に規制改革推進会議（本体）が開催され、本体会議としても決定している。（別紙5の通り）
- 意見の中で、「対応すべき事項」として、①底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱い、②相続未登記農地等の農業上の利用の促進、を掲げている。
- 12月8日に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中で、上記①、②に関する記載が盛り込まれた。（ポイントは前述p.1の通り。「農林水産業・地域の活力創造プラン」関係部分の抜粋は別紙6の通り）

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂について

現行

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
2. 6次産業化等の推進
3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進
6. 更なる農業の競争力強化のための改革
7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
8. 林業の成長産業化
9. 水産日本の復活
10. 東日本大震災からの復旧・復興

改訂後

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
(農林水産物・食品の輸出促進について追加)
2. 6次産業化等の推進
3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
(農地制度の見直しについて追加)
4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進
6. 更なる農業の競争力強化のための改革
(食品流通構造の改革について追加)
7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
(ジビエの活用について追加)
8. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理
9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化
10. 東日本大震災からの復旧・復興

新たなニーズに対応した農地制度の見直し

- 相続未登記農地等の農業上の利用の促進
- 底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法の取扱い

卸売市場を含めた

食品流通構造改革について

- 卸売市場について、公正・透明を旨とする共通ルール以外、国による一律の規制等を行わない

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進について

- 新たな森林管理システムの構築

水産政策の改革の方向性

- 引き続き検討を進め、平成30年までに結論

生産者・消費者双方のメリット向上のための 卸売市場を含めた食品流通構造の改革について

1. 基本的な考え方

- これまでの食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、これについては、卸売業者、仲卸業者等の役割・機能が発揮され、今後も食品流通の核として堅持するべきである。
- 一方で、農業等の生産者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に responding していくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要である。
- このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進し、生産者・消費者双方のメリット向上のための食品流通構造の実現に向けて、一体性のある制度を構築すべきである。

なお、生産者・消費者双方にメリットのある食品流通構造の実現の観点から、生産、流通、消費の動向・実態を踏まえ、新たな制度の施行後5年を目途に検証し、必要な見直しを行うものとする。

2. 食品流通の合理化

(1) 卸売市場を含めた食品流通の合理化の方向性

ア 物流等の効率化

- パレット輸送による積み降ろしの円滑化、モーダルシフト、配送の共同化等による物流の効率化を推進する。
- また、生産者が、経営安定に向けて、多様な流通ルートの中から有利なルートを選択できる環境を整備する。

イ 情報通信技術等の活用

- 流通業務自体の最適化・効率化を図るとともに、生産者・実需者等のニーズに迅速・的確に対応するため、情報通信技術（ICT）等の技術を積極的に導入する。

ウ 鮮度保持等の品質・衛生管理の強化

- 食品流通段階における品質の保持を徹底するため、コールドチェー

ンの整備やH A C C Pによる衛生管理等の品質・衛生管理の取組を一層強化する。

エ 国内外の需要への対応

- 国内市場における加工・小分け需要の増加、海外市場への輸出に対応する取組を推進する。

(2) 食品流通の合理化に向けた計画の認定・支援

- 卸売市場関係者を含む流通事業者等が食品流通の合理化の方向性に即した取組を進めようとする場合には、その計画を国が認定し、これを融資、出資等により支援する。

3. 生鮮食料品等の公正な取引環境の確保

- 生鮮食料品等は、日持ちが短く生産量が増減するため、不公正な取引が発生しやすく、公正な取引環境を確保することが特に必要である。

(1) 生鮮食料品等の公正な取引環境の確保のための調査等

- 生鮮食料品等の取引において買い手が支配的な立場を濫用すること等のないよう、取引状況について農林水産省が定期的な調査を行い、不公正な取引が確認された場合には公正取引委員会に通知する。

(2) 生鮮食料品等の公正な取引の場としての卸売市場

- 生鮮食料品等の公正な取引の場として、国が方針を示すこととし、公正・透明を旨とする以下の共通ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える、高い公共性を有する卸売市場を国又は都道府県が、認定し公表するとともに、指導・検査監督する。

その際、一定水準以上の規模を有する卸売市場は「中央卸売市場」として国が認定し、それ以外は「地方卸売市場」として都道府県が認定する。

これら以外の現行卸売市場法の国による一律の規制等は行わず、今後は、販路拡大といった生産者ニーズも踏まえ、各市場の実態に応じて創意工夫を活かした取組等により、卸売市場を活性化する。

① 売買取引の方法の公表

公正・効率的な取引が行われるよう、せり売、入札、相対取引といった「売買取引の方法」を定め、公表する。

② 差別的取扱いの禁止

集荷面で全ての生産者が公平に扱われ、分荷面でも全ての仲卸業者・売買参加者が公平に扱われるよう、「差別的取扱い」を禁止する。

③ 受託拒否の禁止

生産者にとって確実な出荷先を確保できるよう、中央卸売市場については、生産者から販売委託の申込みがあった場合に、正当な理由がある場合を除き、卸売業者による「受託拒否」を禁止する。

④ 代金決済ルールの策定・公表

生産者が出荷した農産物の代金が早期かつ確実に回収されるよう、「代金決済ルール」を定め、これを公表する。

⑤ 取引条件の公表

卸売市場における取引の透明性を高めるよう、「取引条件（委託手数料、各種奨励金、実務的ルール等）」を公表する。

⑥ 取引結果の公表

卸売市場における取引の透明性を高めるよう、「取引結果（数量・価格、委託手数料・各種奨励金等）」を公表する。

⑦ その他の取引ルールの公表

その他の取引ルール（第三者販売の原則禁止、直荷引きの原則禁止、商物一致の原則等についてのルール）については、卸売市場の調整機能維持に十分配慮しつつ、卸売市場の活性化に資する視点に立ち、卸売市場ごとに、特定の事業者の優遇にならない等、①から⑥までの共通ルールに反しない範囲において、定めることができることとする。

その際、卸売業者、仲卸業者等の関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏むとともに、卸売市場における取引の透明性を高めるよう、当該「取引ルール」は公表するものとする。

- 今後とも卸売市場が食品流通の核として品質・衛生管理の強化等の課題に対応しつつ円滑に運営が行われるよう、認定を受けた卸売市場に対し、引き続き、施設整備等への支援を行う。

4. その他

- 以上の方針に基づき、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法について、それぞれ改正する法案を次期通常国会に提出するものとする。

新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見

(H29. 11. 29)

平成 29 年 11 月 29 日
規制改革推進会議

I. はじめに

我が国の農業は、従事者の高齢化や農業所得の減少といった厳しい状況に直面している。農業・農村を活性化するため、農業を産業として持続あるものとすると同時に、農業生産者の所得を増大させることが極めて重要となっている。農業所得の増大に向けた対応として、生産額の増大に関する様々な施策の展開とともに、コストの縮減についても新たな生産方式の導入等による効率化や、農地の集積・集約化等の取組を推進しているところである。

このうち、生産性向上のための取組については、農作物の収穫量を増加し衛生管理や環境制御を行うための高度な生産方式の導入や、人手不足や安全性確保のためのロボット化、収穫用レーンやカートの導入、耕土を用いない高設棚等による水耕栽培など、営農形態の多様化が進んでいる。加えて、高付加価値化や国際競争力強化を目指し、GAP認証取得等に要する衛生管理等のための設備の設置も見られるようになってきている。これらにおいては、コンクリート等で地固めした農地利用がでてきているが、現在の農地法においては、農地転用に該当し、農業者の負担となっている。

また、農地の集積・集約化については、目下、農地中間管理機構を軸とする取組が進められており、平成35年度に担い手の利用面積を全体の8割にまで高めるという目標達成に向け更なる対応策が求められているが、相続未登記等の事情で所有者が不明な農地の存在が集積・集約化を困難とする一つの要因となっている。所有者が不明な農地は、全農地の2割に上り、その多くは実態上耕作がなされている中、これらの農地を農地中間管理機構に集めるに当たっては、法定相続人を探索し同意を集める必要があり、集積・集約化の遅延の原因の一つとなっている。

以上に示した問題を克服し、農地の利活用を進めるべく、必要な施策の方向性を以下のとおり取りまとめる。政府においては、これを踏まえ、早急に具体化を進めるべきである。

II. 対応すべき事項

1. 底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱い

以下の方針で、関係法律を見直し、必要な法案を次期通常国会に提出すべきである。

- (1) コンクリート敷きの農業用ハウスやいわゆる植物工場などの農作物の栽培に必要な施設については、農地転用を必要とせず、現況農地に設置できる仕組みを設ける。
- (2) 施設を設置しようとする際に、施設を設置しようとする者は、予め農地制度を担う農業委員会に届け出る仕組みを設ける。これにより、設置しようとする者が、農地に設置できる施設か否かを事前に把握する。上記施設用地に係る税制上の扱いについては、新たな法律の施行日以降は、農地と同様の取扱いとなるよう、検討していく。
- (3) 過去に農地を転用して該当する施設を設置した者については、実態やニーズを調査し、(1)と同様の扱いとする場合の課題や問題点について早急に検討する。

2. 相続未登記農地等の農業上の利用の促進

相続未登記等で所有者が不明な農地については、当該農地について固定資産税を支払う等の管理費用を負担している相続人に着目して、以下のとおり簡易な手続で農地中間管理機構に利用権を設定することを可能とする制度を創設すべきである。このため、関係法律を見直すこととし、必要な

法案を次期通常国会に提出すべきである。

- (1) 所有者不明の農地について、管理費用(固定資産税、水利費等)を負担している相続人は、予め明確に定められた方法により探索しても共有者の一部を確知できない場合には、農業委員会による公示を経て、20年を超えない範囲で農地中間管理機構に利用権を設定することを可能とする新たな制度を設けることとする。
- (2) (1)の手続によって利用権が設定された場合において、設定に際し不明であった共有者が事後的に現れた場合には、利用権を解約せず、利用権を設定した者から、現れた共有者に対して、賃料の持分相当額から、負担した管理費用を差し引いた金額を支払うものとする。
- (3) 併せて、農業経営基盤強化促進法に基づき共有持分を有する者の過半の同意を得て農用地利用集積計画により設定される利用権及び農地法に基づき遊休農地に都道府県知事の裁定により設定される利用権の期間を、現行の5年を超えないものから20年を超えないものに延長する。
- (4) 所有者不明の農地となることを防ぐ観点から、相続等により農地を所有した際に、農業委員会に届け出る現行の仕組みに加え、所有者死亡時の登記を促すための手続簡素化や、徴税部門と登記部門との連携による該当者の早期特定と働きかけなど、効果のある対応策を検討することとする。

農地制度については、以上に示した課題に加え、農地の集積・集約化のための農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制に関し、農林水産省が検討を進めており、その状況について、今後把握し議論していく。また、これまで改革をすすめてきた、農地を所有できる法人の役員要件・構成員要件の見直しについても、その実績の把握、効果の検証を進めるとともに、その結果を評価し、これまでリース方式で参入した企業の状況等も踏まえた上で、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年を目途に、更なる改革について検討を進めていくこととする。

以上

【農林水産業・地域の活力創造プラン（抜粋）】

3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等

(略)

・所有者不明の農地について、管理費用（固定資産税、水利費等）を負担している相続人が簡易に農地中間管理機構に農地を預ける仕組みを以下のとおり創設するため、次期通常国会に関連法案を提出

- ① 管理費用を負担している相続人は、共有者の一部を確知できない場合には、農業委員会による公示を経て、農地中間管理機構に利用権を可能な限り長期の期間で設定することを可能とする。その際、共有者の探索方法については、必要以上の探索にならないよう明確化する

〔上記の手続によって利用権が設定された場合において、不明な共有者が事後的に現れた場合には、利用権を解約せず、利用権を設定した者から、現れた共有者に対して、賃料の持分相当額から負担した管理費用を差し引いたものを支払う方向で検討〕

- ② 共有持分を有する者の過半の同意を得て農用地利用集積計画により設定される利用権及び遊休農地に都道府県知事の裁定により設定される利用権の期間を、現行の5年を超えないものから可能な限り長期なものに延長

(略)

(略)

⑤ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等

(略)

・底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等について、農地転用の許可を必要とせず、現況農地に設置できる仕組みを以下のとおり創設するため、次期通常国会に関連法案を提出

- ① 農作物の栽培に必要な一定の施設について、現況農地に設置できる（すなわち農地転用の許可を要しない）こととする
- ② 上記施設が設置される際に、事前に確認できるよう、施設を設置しようとする者は、あらかじめ農業委員会に届出
- ③ 本改正は、施行日以降新たに上記施設を農地に設置しようとする場合に適用
- ④ 上記施設用地に係る税制上の取扱いについて、農地と同様の取扱いとなるよう検討
- ⑤ 過去に農地を転用して該当する施設を設置した者については、実態やニーズを調査し、①と同様の扱いとする場合の課題や問題点について引き続き検討

Ⅱ 通商交渉をめぐる情勢

— TPP11説明会開催、日EU・EPA妥結 —

1. TPP11 (CPTPP)

- 12月11日、東京都内で「TPP11協定及び総合的なTPP等関連政策大綱に関する説明会」が開催され、農業や食品関係団体、市民団体などから400人以上が参加した。
- 同説明会では、内閣官房TPP等政府対策本部より、TPP11、TPP等関連政策大綱の概要について示された。
(概要については「農政をめぐる情勢」平成29年11月号参照)
- その後、出席者から見直し条項や批准方法について質疑があり、内閣官房、関係省庁より応答が行われた。主な内容は以下の通り。

【主な質疑応答の内容】

・見直し条項について、わが国の農業分野で懸念されているセーフガードと乳製品は、どのように担保されているのか。

(市民と政府のTPP意見交換会全国実行委員会)

→署名後に離脱した国もおり確実な担保は難しいが、乳製品の関税割当や牛肉のセーフガードについては、茂木大臣が明確に発言をし、異論はなかった。非公式であるが、理解いただいているという確認も取れている。

(内閣官房)

・製品と国境措置の整合性について、対策大綱にはパスタ・菓子で対策を講じると書かれた。国内のメーカーの競争力はまだ弱く、そういった点をふまえて、本予算を含めた対策を講じてほしい。

(食品産業センター)

→小麦粉は日EU・EPA交渉でもしっかり確保した。国境措置について、パスタの関税を段階的に撤廃する際の、国内メーカーの競争力とのバランス確保や、既存の農林水産予算とは別の財源確保など、財政当局と協議中ではあるが、しっかり対策を確保していきたい。

(農水省)

・TPP11は新協定として国会批准を行うのか。もともとのTPPは現在眠った状態だが、米国が戻ってきた場合はTPP11に加盟し、凍結したものを解凍するかたちになるのか。もしくはTPPに加盟するのか。

(日本消費経済新聞)

→TPP11は新協定なので、再度国会に諮ることになる。米国が戻る先としては、新規加盟国としてTPP11に加盟するというよりも、原協定のTPPに戻るものと考えられる。仮に米国がTPPの批准手続きを終えれば、既に日本とNZは批准しているので、あと3カ国が批准することにより発効が可能となる。その場合、TPP11各国は順次TPP11を脱退

する。日本とNZ以外の国は、再び議会でTPPを審議することとなる。
なお、TPPとTPP11が併存すると、関税割当枠も二倍あることとなるが、そうした場合のためにも見直し条項がある。調整を行ったうえで順次移行していくこととなる。
(内閣官房)

2. 日EU・EPA

- 12月8日、安倍首相とユンケル欧州委員長が電話協議で、日EU・EPA交渉について投資紛争の解決制度を除いた関税・ルール各分野で合意を確認し、交渉妥結に達した。協定文を取りまとめて平成30年夏にも署名し、平成31年春までの発効を目指すと報道されている。

(共同声明の仮訳は別紙1、外務省作成関連資料は別紙2の通り)

- EUにおいては、日EU・EPAは関税分野とルール分野で承認プロセスが異なり、関税分野は欧州委員会の権限で発効させることができる。
- 日本政府は、企業の海外進出のために投資紛争の解決制度等のルールを重視してきたが、対立解消のめどが立たないので、関税引き下げを先行させることを容認したと報道されている。

(大枠合意の内容は「農政をめぐる情勢」平成29年7月号参照)

ジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長及び安倍晋三日本国総理大臣の
共同声明

2017年12月8日

我々は、本日、セシリア・マルムストローム欧州委員（貿易担当）と河野太郎外務大臣とによって、首席交渉官の間で達した合意が承認されたことを受け、日EU経済連携協定（EPA）の交渉が妥結したことを心より歓迎する。

日EU・EPAの交渉妥結は、その多大な経済的価値を超えた戦略的重要性を有するものである。世界中で保護主義の動きが広まる中で、日本とEUが自由貿易の旗手としてその旗を高く掲げ、自由貿易を力強く前進させていくとの揺るぎない政治的意思を全世界に対して示すものである。

日EU・EPAは、21世紀において、スタンダードの高い、自由で、開かれ、かつ公正な貿易・投資ルールモデルとなるものである。本協定は、日本又はEUがこれまで妥結した最大かつ最も包括的な経済協定の一つとなる。人口6億人、世界のGDPの約3割を占める巨大な経済圏を創出し、双方に多大な貿易・投資の機会をもたらすものであり、双方の経済及び社会を強化することに貢献する。本協定はまた、日本とEUとの経済面での協力関係を強化するとともに、成熟していると同時に創造的でもある日本とEUの経済の競争力を強化するものである。

本協定が発効した暁には、持続可能で包摂的な経済成長をもたらし、雇用を促進すると確信している。同時に、労働、安全、環境及び消費者保護についての最高水準の基準に関する我々のコミットメントを確認し、公共のサービスを完全に保護することとなることを我々は確信している。本EPAは、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）及びパリ協定を実施するために日EUが共に取り組んでいくということへの双方の強固で明確なコミットメントを示すものである。これを通じ、本協定は、持続可能な開発及び気候変動に関する日EUの行動を強化するものである。

交渉妥結により、本協定の署名、批准及び完全な実施に向けた双方の内部手続を完了するための道が開けた。

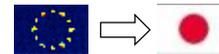
1 意義

- 本協定は、アベノミクスの成長戦略の重要な柱。(総理施政方針演説等)
- 本協定は、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデル。(国有企業、知的財産、規制協力等)
- 交渉妥結は、日EUが引き続き自由貿易の牽引役として世界に範を示し続けるとの力強いメッセージ。

2 経緯

- 平成25年3月:交渉開始 ⇒ 平成29年7月:大枠合意 ⇒ 同年12月:交渉妥結
⇒ 早期の署名・発効に向け、引き続き作業を継続。

3 概要



(1) 日本製品のEU市場へのアクセス(「攻め」)

□ EU側撤廃率:約99%。(注1)(注2)

● 工業製品

- ✓ 100%の関税撤廃を達成。
- ✓ 乗用車(現行税率10%):8年目に撤廃。
- ✓ 自動車部品:貿易額で9割以上が即時撤廃。

● 農林水産品等

- ✓ 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)。
- ✓ 酒類については、日本ワインの輸入規制(醸造方法・輸出証明)を撤廃。自由な流通が可能。
- ✓ 農産品や酒類(日本酒等)に関する地理的表示(GI)の保護を確保。

(2) EU製品の日本市場へのアクセス(「守り」)

□ 日本側撤廃率:約94%(注2)

(農林水産品:約82%,工業品等:100%)。

● 農林水産品

- ✓ コメは、関税削減・撤廃等の対象から除外。
- ✓ 麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガード等の有効な措置を確保。
- ✓ ソフト系チーズは関税割当てとし、枠数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。
- ✓ 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。

● 工業製品

- ✓ 化学工業製品、繊維・繊維製品等:即時撤廃。
- ✓ 皮革・履物(現行税率最高30%):11年目又は16年目に撤廃。

(注1)EU側の撤廃率はEU側公表資料による。交渉中に使用した2012年のHSコードに基づくもの。2017年のHSコードに基づくものに変換する際、数字が変わる可能性がある。

(注2)撤廃率は、品目数ベースで算出したもの。

日EU・EPA（協定の全体像）

平成29年12月8日
外務省

本協定は以下の章及び関連する附属書等から構成される(全23章)。

【ポイント】

①域内累積を可能とする原産地規則, ②透明性・法的安定性のあるサービス・投資の自由化約束, ③ソースコードの開示要求の禁止等, 先進的なルール,
⇒ 日本経済や企業活動に貢献

第1章 総則 本協定の目的, 用語の定義等を規定	第2章 物品貿易 物品貿易に関し, 関税撤廃・削減の他, 内国民待遇等の基本的なルール等を規定	第3章 原産地規則 関税撤廃・削減が適用されるための原産品の要件, 証明手続等を規定	第4章 税関・貿易円滑化 税関手続の透明性・予見可能性の確保, 簡素化等を規定	第5章 貿易救済 輸入急増の場合等における緊急措置(セーフガード)等を規定	第6章 衛生植物検疫(SPS)措置 SPS措置に係る手続の透明性向上, 技術的協議の開催等を規定
第7章 貿易の技術的障害(TBT) 強制規格等を導入する際の手続の適正化, 透明性の確保等を規定	第8章 サービス貿易・投資自由化・電子商取引 サービス貿易・投資に関する内国民待遇等の他, 電子商取引のルール等を規定(注)	第9章 資本移動・支払・移転 資本の移動等に関し, 原則自由な移動を可能にする他, 一時的なセーフガード等を規定	第10章 政府調達 WTO政府調達協定を基本とし, 本協定において追加する政府調達のルール及び適用範囲(鉄道含む。)等を規定	第11章 反トラスト及び企業結合 反競争的行為に対する適切な措置, 協力等を規定	第12章 補助金 補助金に関する通報や協議, 一定の類型の補助金の禁止等を規定
第13章 国有企業 国有企業等の物品・サービスの購入につき商業的考慮に従うこと等を規定	第14章 知的財産 特許権, 商標権, 意匠権, 著作権の保護及び権利行使の他, 農産品及び酒類に係る地理的表示の保護等を規定	第15章 コーポレート・ガバナンス 株主の権利や取締役会の役割等に係る基本的要素等を規定	第16章 貿易と持続可能な開発 貿易と持続可能な開発に関わる環境や労働分野に係る協力等を規定	第17章 透明性 協定の対象となる事項に関する法令等の速やかな公表等を規定	第18章 規制協力 規制案の事前公表, 意見提出の機会の提供等の他, 動物福祉に関する情報交換等の協力を規定
第19章 農業協力 農産品・食品の輸出入の促進, 安全で良質な食品の提供等のための協力を規定	第20章 中小企業 中小企業に関し, 情報提供等の協力等について規定	第21章 紛争解決 協定の解釈等に関する日EU間の紛争を解決する際の手続等を規定	第22章 制度的規則 本協定運用のための合同委員会の設置, その下での特別委員会の設置, 連絡部局の指定等を規定	第23章 最終規定 効力発生, 改正等に係る手続, 日本語を含む正文等を規定	(注) 投資保護と紛争解決の扱いについては引き続き協議。

Ⅲ 予算をめぐる情勢

— 補正予算、TPP等関連対策に3,170億円 —

1. 平成29年度補正予算について

- 11月24日、政府は日EU・EPA対策を踏まえた「総合的なTPP等関連政策大綱」を決定した。
(同大綱の概要等は「農政をめぐる情勢」平成29年11月号参照)
- 改訂後の政策大綱では、体質強化対策について、「本政策大綱策定以降、各種の体質強化策がとられてきたが、引き続き実績の検証等を踏まえた必要の見直しを行った上で、必要な施策を実施する」と新たに書き込まれていた。
- また、11月29日、財務省の財政制度等審議会（会長：榊原定征経団連会長）は「平成30年度予算の編成等に関する建議」を麻生財務大臣に提出していた。（別紙1の通り）
- 12月15日、農水省は、自民党農林合同会議に平成29年度農林水産関係補正予算案を示し、了承された。（別紙2の通り）

【29年度補正予算のポイント】

＜TPP・EPA対策＞	
・担い手確保・経営強化支援事業	50億円
・農地の大区画化・汎用化の推進	350億円
・中山間地域所得向上支援対策	300億円
・産地パワーアップ事業	447億円
・水田の畑地化の推進	457億円
・畜産クラスター事業	575億円
・国産チーズの競争力強化	150億円
・農畜産物輸出拡大施設整備事業	100億円
＜農業改革＞	
・水田活用の直接支払交付金	50億円
・甘味資源作物生産性向上緊急対策	16億円
・畑作構造転換	30億円
・「農泊」の推進	3億円
・鳥獣被害防止・ジビエの利活用推進	13億円
・食品産業の生産性向上緊急支援事業	2億円
・革新的技術開発事業	10億円
＜防災・減災対策＞	
・農業農村整備事業	468億円

- TPP・EPA対策に3,170億円を計上し、「畜産クラスター事業」に575億円、「産地パワーアップ事業」に447億円それぞれ充てられている。

【主な予算計上額の推移（単位：億円）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (閣議決定前)
産地パワーアップ事業	505	570	447
畜産クラスター事業	610	685	575
全体	3,122	3,453	3,170

- 農林水産関係総額では4,680億円とされており、今後、22日に閣議決定と報道されている。

2. 平成30年度当初予算について

- 30年度農林水産予算概算要求は、29年度予算比15%増（3,454億円増）の2兆6,525億円で8月末に農水省から財務省に提出されていた。
- 12月15日、農水省は、自民党農林合同会議に財務省と折衝中の平成30年度農林水産関係予算の概要を示した。

【30年度当初予算のポイント】

※カッコ内は前年度予算額

＜構造改革の推進＞	
農地中間管理機構による農地集積・集約	112億円（115億円）
農地の大区画化	1,110億円の内数（1,034億円の内数）
＜水田フル活用＞	
水田活用の直接支払い交付金	3,304億円（3,150億円）
収入保険制度の実施	260億円（新規）
＜強い基盤づくり＞	
農業農村整備事業	3,211億円（3,084億円）
強い農業づくり交付金	202億円（202億円）
＜輸出力強化＞	
輸出環境整備	大臣折衝中
GAP拡大の推進	6億円（6億円）
＜食の安全確保＞	
安全な生産資材の供給体制整備	4億円（3億円）
＜農村漁村の活性化＞	
中山間地農業ルネッサンス事業	400億円（400億円）
ジビエ利活用推進	105億円（97億円）
＜林業の成長産業化＞	
林業成長産業化総合対策	大臣折衝中

- 水田転作に助成する「水田活用の直接支払い交付金」は3,304億円（前年度比154億円増）で、平成30年度からの米の生産調整見直しを着実にするため、要求額を満額確保した。
- 生産調整の見直しに伴い、平成29年度には714億円措置されていた10アール7,500円の「米の直接支払交付金」が廃止となるが、「収入保険制度」への新規に260億円が計上されるとともに、水田活用の直接支払い交付金及び農業農村整備事業費を前年から増額している。農水省は、これら3事業について「米の直接支払交付金の財源を活用して充実できた」と説明した。
- 今後、22日の閣議決定に向け、林業の成長産業化と農林水産物・食品の輸出促進の2項目を重点に予算獲得を目指すとされており、農林水産関係総額は2兆3,020億円前後となる見通しと報道されている。

平成 29 年度農林水産関係補正予算の概要（案）

総額 4,680 億円

公 共：2,229 億円

非公共：2,451 億円

1 「TPP 等関連政策大綱」に基づく施策の実施

〔「大綱」実現予算合計〕
3,170 億円

(1) 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

① 担い手確保・経営強化支援事業

50 億円

- 適切な「人・農地プラン」が作成され、農地中間管理機構を活用している地区等において、先進的な農業経営の確立に意欲的な担い手に対する農業用機械・施設の導入を支援

② 担い手経営発展支援金融対策事業

(追加融資枠)
1,000 億円(注)

- 攻めの経営展開に意欲的に取り組む農業者を金融面から支援するため、スーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減
(注) 既存基金を活用)

③ 農地の更なる大区画化・汎用化の推進<公共>

350 億円

- 農地中間管理事業の重点実施区域等において、担い手への農地集積・集約化を加速化し、米の生産コストの大幅な削減等のため、農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等のための整備を推進

④ 中山間地域所得向上支援対策

300 億円

- 中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援

うち本体 100 億円
うち産地パワーアップ事業
優先枠 40 億円
うち畜産・酪農収益力強化
整備等特別対策(産地クラスター)
事業優先枠 40 億円
うち農業農村整備事業
優先枠 120 億円

(2) 国際競争力のある産地イノベーションの促進

- ① 産地パワーアップ事業 447億円
- 地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲ある農業者等が取り組む高性能機械・施設の導入や集出荷施設等の再編、改植等による高収益作物・栽培体系への転換を支援
- ② 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進<公共> 457億円
- 高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、排水改良等による水田の畑地化・汎用化や、畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進
- ③ 革新的技術開発・緊急展開事業 60億円
- 国際競争力の強化に向け、明確な開発目標の下で行う現場への実装を視野に入れた実証研究や、生産現場における革新的技術体系の実証研究、次世代の技術体系を生み出す研究開発を支援
- ④ 加工施設再編等緊急対策事業 25億円
- 農畜産物の流通に必要となる加工施設について、再編合理化を通じたコスト縮減の取組や、ニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援

(3) 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

- ① 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 575億円
- 畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要となる機械導入や施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等を支援 このほか国産チーズ振興枠
90億円
- ② 国産チーズの競争力強化 150億円
- 国産ナチュラルチーズ等の競争力強化を図るため、酪農家によるチーズ向け原料乳の高品質化・コスト低減に向けた取組、チーズ工房等による生産性向上と技術研修、国際コンテストへの参加等の品質向上・ブランド化に向けた取組、国産チーズの需要拡大に向けた取組等を支援 ①の国産チーズ振興枠
90億円を計

- ③ 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進〈公共〉 95億円
- ・ 畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、収穫作業等の受託や大型機械化体系に対応した草地整備を推進
- ④ 畜産・酪農生産力強化対策事業 10億円
- ・ 性判別精液を活用した優良な乳用後継牛の確保や和牛受精卵を活用した肉用子牛の生産拡大、ICT等を活用した飼養管理技術の高度化、種豚の生産性の向上等を支援
- ⑤ 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業 5億円
- ・ 難防除雑草の駆除、高品質な完全混合飼料（TMR）の安定供給、公共牧場の機能強化を支援
- ⑥ 畜産経営体質強化資金対策事業 (融資枠) 130億円(注)
- ・ 意欲ある畜産農家の既往負債の借換えに係る利子補給等を支援するとともに、乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭に必要な資金の借入れに係る保証料を免除
((注) 既存基金を活用)
- ⑦ 加工施設再編等緊急対策事業（再掲） 25億円
- (4) 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- ① 輸出に取り組む事業者への支援の強化 36億円
- ア 輸出環境課題への対応の加速化
- ・ EUの第三国リスト掲載に向けた畜産物の残留物質モニタリング検査の体制整備、既存添加物やインポートトレランス（国外における残留農薬基準の設定）の申請支援、EUの輸入規制等に関する専門家による相談対応による事業者サポート等を推進
- イ 海外の需要拡大・商流構築に向けた取組の強化
- ・ TPP・EU等の国・地域におけるプロモーションの強化による需要拡大、新たな技術・手法の導入等により生産から販売に至るまでのフードバリューチェーンを構築するための実証、品目別の輸出促進対策、外食産業等と連携した需要拡大対策を推進

② 輸出拠点の整備

ア 農畜産物輸出拡大施設整備事業

100億円

- ・ 農畜産物の輸出の拡大に必要な食肉処理施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援

イ 水産物輸出拡大緊急対策事業<一部公共>

71億円

- ・ 水産物の輸出拡大を図るため、拠点となる漁港・港湾における集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等の一体的な整備や、HACCP対応の水産加工施設の改修等を支援

③ 規格・認証、知的財産の戦略的活用の推進

8億円

- ・ 農林水産物・食品の輸出を促進するため、日本産の強みや適正な管理のアピールにつながる規格・認証の制定・活用を推進するとともに、海外における品種登録等の知的財産保護を推進

(5) 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化

① 合板・製材・集成材国際競争力強化対策<一部公共>

400億円

- ・ 木材製品の国際競争力を強化するため、林業経営を集積・集約化する地域に対して、路網整備や高性能林業機械の導入等を支援するとともに、加工施設の大規模化・高効率化や高付加価値品目への転換、木材製品の消費拡大を支援

② 「クリーンウッド」利用推進事業

2億円

- ・ クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）に基づく木材関連事業者の登録が始まったことを踏まえ、合法性確認に資する生産国の関連情報の収集や登録促進のための取組を実施

(6) 持続可能な収益性の高い操業体制への転換

○ 水産業競争力強化緊急事業

230億円

- ・ 「広域浜プラン」に基づく担い手へのリース方式による漁船の導入や産地の施設の再編整備、生産性向上や省力・低コスト化に資する漁業用機器等の導入等を支援

2 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく施策等の推進

- | | |
|--|------|
| ① 水田活用の直接支払交付金 | 50億円 |
| ・ 水田における作物生産について、新たに生産性向上に資する技術の導入面積を拡大する計画を策定した産地の取組を産地交付金により支援 | |
| ② 甘味資源作物生産性向上緊急対策事業 | 16億円 |
| ・ さとうきびやかんしょの生産性向上を図るために必要な農業機械導入や優良品種への転換、製糖工場の労働効率を高める取組等を支援 | |
| ③ 畑作構造転換事業 | 30億円 |
| ・ てん菜、ばれいしょ等について、畑作営農の大規模化に対応するため、省力作業体系の導入や生産性向上技術の導入、種ばれいしょの生産性向上等を支援 | |
| ④ 「農泊」の推進 | 3億円 |
| ・ 農山漁村の所得向上を図るため、「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築、地域資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や農家レストラン等の整備を一体的に支援 | |
| ⑤ 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進 | 13億円 |
| ・ 野生鳥獣の緊急捕獲を支援するとともに、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供の実現に向け、ICT等を活用し、ジビエの生産性を飛躍的に向上させたモデル地区の整備等を支援 | |
| ⑥ 食品産業等生産性向上緊急支援事業 | 2億円 |
| ・ 食品産業の生産性向上に向け、ロボット・IT導入等を図る事業者向けのフォーラムの開催、生産性を飛躍的に向上させる設備導入等を支援するとともに、農産物等の物流を効率化するため、ICTシステムの導入等を支援 | |
| ⑦ 生産性革命に向けた革新的技術開発事業 | 10億円 |
| ・ AIやドローン等の最先端技術を活用したイノベーションの創出により、省力化・低コスト化等の生産性革命に資する技術開発を推進 | |

⑧ 漁業構造改革総合対策事業 22億円

- ・ 資源管理に取り組む漁業者による革新的な操業・生産体制の確立や操業転換を促進するため、高性能漁船の導入等による生産性・収益性向上の実証の取組を支援

3 防災・減災対策等の推進

① 農業農村整備事業<公共> 468億円

- ・ 台風や豪雨等の自然災害への対策として、ため池など農業水利施設に係る老朽化対策等や、農地の洪水被害防止等の防災・減災対策を実施

② 治山事業<公共> 19.5億円

- ・ 九州北部豪雨等による流木災害の発生を受けて実施した緊急点検により緊急的な流木対策が必要と判明した流域の森林において、流木捕捉式治山ダムを設置など総合的な流木対策を実施

③ 森林整備事業<公共> 65億円

- ・ 流木災害防止に向けた治山対策を行う地域等において、山地災害や流木の発生原因となる林地の崩壊等を抑制するため、水土保持機能の強化に必要な間伐等の森林整備を実施

④ 水産基盤整備事業<公共> 79億円

- ・ 台風や豪雨等の自然災害への対策として、防波堤の耐波性能の確保など漁港施設の機能強化等を実施

⑤ 漁港海岸事業<公共> 2億円

- ・ 台風等の自然災害への対策として、漁港区域における堤防等の整備を実施

⑥ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業 1億円

- ・ 火山の降灰被害に対応するための洗浄用機械施設等の整備等を支援

⑦ 災害復旧等事業<公共> 418億円

- ・ 台風や豪雨等の自然災害により被災した農地・農業用施設、治山施設、林道施設、漁港施設等の復旧等を実施

⑧ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 3億円

- ・ 台風や豪雨等の自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧を支援

⑨ 消費・安全対策交付金（プラムポックスウイルス根絶対策事業） 9億円

- ・ プラムポックスウイルスのまん延防止・早期根絶を図る対策を実施

4 外国漁船対策等

① 漁業取締船の建造 40億円

- ・ 我が国海域において操業する外国漁船への取締体制を強化するため、水産庁所属の漁業取締船を2隻建造

② 韓国・中国等外国漁船操業対策事業 50億円

- ・ 急増する韓国・中国等の外国漁船に対応するため、我が国海域において、漁業者が行う外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援

③ 沖縄漁業基金事業 18億円

- ・ 日台漁業取決め海域等において、沖縄の漁業者が行う外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援

④ 漁業安全情報伝達迅速化事業 17億円

- ・ 北朝鮮からミサイルが発射された際の情報を早急に漁船へ伝達できるよう、自動で情報発信するシステムを導入

IV 与党が平成30年度税制改正大綱を決定

— 生産緑地を貸借した場合も相続税納税猶予を適用 —

○ 与党は12月14日、平成30年度税制改正大綱を決定した。

1. 農業分野の税制改正について

○ 11月16日、自民党農林部会で部会重点要望が決定された。JAグループでは以下の6項目を重点としていたが、このうち都道府県中央会に関する税制以外は自民党農林部会の重点要望事項とされていた。

○ 12月14日に決定された与党税制大綱においては、自民党農林部会が掲げた重点要望に掲げた5項目について一定の措置がされた。

○ JAグループが重点としていた6項目と与党税制大綱に盛り込まれた内容は以下の通り。

【JAグループの重点6項目と与党税制改正大綱】

JAグループの重点6項目	与党税制改正大綱の内容 (12/14)
農業経営基盤強化準備金制度の延長および内容の拡充	・ ①対象法人から特定農業法人である農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除く）を除外、 ②対象となる交付金等から経営所得安定対策交付金を除外、等の上で適用期限を2年延長
軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久措置化	・ 恒久措置化はされなかったが、適用期限を3年延長
農業ハウスの農地法上の取扱いに関する税制上の所要の措置	・ 農業用ハウスなどの内部の土地を全面コンクリート張りにした場合も、税制上「農地」として扱う
都市農業振興に資する税制上の所要の措置	・ 生産緑地を貸借した場合も相続税の納税を猶予 ・ 宅地等及び農地の負担調整措置については、平成30年度から平成32年度までの間現行の負担調整措置の仕組みを継続する ・ 特定生産緑地の固定資産税、都市計画税を現行と同様に扱う ・ 三大都市圏の特定市以外の生産緑地について、営農継続要件を終身化
再生可能エネルギーに関する税制上の所要の措置	・ 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例を2年延長
組織変更後のJA都道府県中央会に関する税制上の所要の措置	—

- 都市農業振興に資する税制上の所要の措置については、貸借を行った生産緑地における相続税納税猶予制度の継続等が関係法令の制定等を前提に認められた（生産緑地における市民農園含む）。
- 特定生産緑地は、現行の生産緑地と同様の税制上の措置が認められた。特定生産緑地に指定されない生産緑地については、相続税・贈与税は、現役世代に限り納税猶予が継続され、固定資産税・都市計画税は5年間の激変緩和が措置された。
- また、相続税の納税猶予については、現在20年の営農継続により免除が認められている地域（三大都市圏特定市以外の都市および平成3年1月1日以降に特定市となった都市）は現行制度が維持された。ただし、同地域でも生産緑地は終身営農継続が要件となった。（経過措置で、既に生産緑地の場合は、現役世代は20年営農継続、次世代あるいは貸借を行うと終身営農継続が要件となった）
- なお、青色申告特別控除の控除額が現行65万円から55万円に引き下げることとされた。（ただし、①仕訳帳および総勘定元帳について、電磁的記録の備付及び保存を行うこと、②確定申告書等の提出を、提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと、いずれかの要件に該当する場合は、控除額は65万円となる。）

2. 今後の見通し

- 政府は今月下旬に大綱を閣議決定し、関係する税法などの改正案を来年の通常国会に提出する予定とされる。

農政をめぐる情勢

平成29年12月20日

280部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉